

重要

平成23年4月
大仙市立北神小学校

震度5弱以上の大規模地震発生時の対応

大仙市教育委員会の定める「幼稚園、小・中学校における震度5弱以上の大規模地震発生時の臨時休業措置基本指針」に拠って、本校においては、次のように対応することとします。

このことについては各学級で指導いたしました。それぞれのご家庭においても、お子さんへご指導いただくとともに、ご家族への周知をよろしくお願いいたします。

1 前日から登校前に発生した場合

登校時になっても

- ・ 停電していたら
 - ・ 余震が引き続き発生していたら
- **臨時休業**

※ 卒業式など、多くの保護者や来賓等の出席を伴う行事がある日の場合は、出校することもあり得る。

2 登校中に発生した場合〔児童の対応〕

- ・ 危険な場所を避け、安全な場所に一時避難後、**原則、登校**する

※ ただし、自宅を出た直後など、状況によっては速やかに自宅に戻ることもあり得る。

3 在校中に発生した場合

- ・ 安全な場所へ避難誘導し、職員が保護・監督に当たる。
- ・ 校内、校区内の被害状況を見届け、安全確認の上、短縮日課等の措置をとり、**帰宅又は保護者に引き渡す**。

4 下校中に発生した場合〔児童の対応〕

- ・ 危険な場所を避け、安全な場所に一時避難後、**速やかに帰宅**する。

※ ただし、学校を出た直後など、状況によっては速やかに学校に戻ることもあり得る。

5 金曜日の帰宅後から土曜・日曜、及び祝日に発生した場合

- ・ 安否確認を行い、必要に応じてその後の対応等について連絡する。

※震度5弱未満の場合は、原則として臨時休業しないが、学校の被害状況やライフライン復旧の状況によって判断する。

停電時等の緊急連絡は 地区携帯電話連絡網 によって行います

- ※ 地区携帯電話連絡網は、それぞれの地区内のみ配布し、**秘**扱とします
 - ※ 通常時の連絡は、固定電話を使用します
-